



# WORK! LIFE! BALANCE!

## 県では、ワーク・ライフ・バランスを推進しています!

仕事と生活の調和(WLB)<sup>\*</sup>が取れ、充実した働き方が実現できる魅力ある職場を増やし、若者、女性、高齢者や外国人などの多様な人材が活躍し、誰もが、仕事にやりがいを感じながら働き続けることのできる佐賀県をめざします。

\* WLBとは、ワーク・ライフ・バランス(WorkLifeBalance)の略

ワーク・ライフ・バランスに関する  
詳しい情報はこちらのサイトもご覧ください!

<https://www.pref.saga.lg.jp/list00615.html>



## 働き方改革関連法 3つのポイント

時間外労働の  
上限規制の導入

01

原則として  
月45時間・年360時間  
を上限

臨時的な特別事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間未満(休日労働を含む)を限度にする必要がある。

施行:2019年4月1日~  
※中小企業:2020年4月1日~

年次有給休暇の  
取得義務化

02

毎年5日間の  
有給休暇取得を義務化

10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対して、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要がある。

施行:2019年4月1日~

不合理な待遇差の禁止

03

正社員とパート社員等  
の間の不合理な  
待遇差を禁止

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されている。

施行:2020年4月1日~  
※中小企業:2021年4月1日~

## できることから、WLB

あなたの会社でもWLBの推進始めませんか?

県では「ワーク・ライフ・バランス推進!キャンペーン」に参加する事業所を募集しています!



ノー  
残業デー



積極的な  
有給休暇取得



テレワーク  
推進

## ワーク・ライフ・バランスのメリット



優秀な人材の確保!



職場定着率の向上!



業務効率の改善!



自己研鑽をする  
時間の確保!

## 2020年度参加企業の声

効率よく働くことができました!

労働時間等を見つめ直すきっかけになった

また参加したい!

## 参加しよう!ワーク・ライフ・バランス推進!キャンペーン

キャンペーン期間

2021年10/1金 ~ 12/31金

参加対象

県内事業所等の事業主及び労働者(部署・店舗単位も可)

内容

取組期間中に、ワーク・ライフ・バランス推進につながる取組を宣言し、実践します。

取組例

- 年次有給休暇の取得(期間中に1人3日以上等)
- ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入、実施
- リフレッシュ休暇等の特別休暇・連続休暇の取得
- テレワークによる働く場所の見直し

申込方法

参加申込書(裏面)に宣言内容を記入し、FAXまたはメールにてお申込ください。オンラインフォームの場合は、以下のURLへアクセス、または二次元バーコードをスキャンしてお申込ください。

二次元バーコードから申込  
<https://forms.gle/US3yQDXqtTgfXXt5>



みんなで取り組もう  
ワーク・ライフ・バランス!



宣言書、オリジナルステッカーを送付します

取組をPR

社内掲示板等へ宣言書、ステッカーを掲示し、取組内容を社員に周知してください。

※宣言内容はWLB特設サイトにも掲載します。(申込時に掲載の承諾をいただいた事業所のみ)

WLB特設サイト

二次元バーコードからチェック

<https://www.wlb-saga.jp/>



(※イメージ)



アンケートの記入、送付

キャンペーン期間終了後、別途依頼しますので、御協力をお願いします。